~建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について~

改正概要

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

効果

- 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として 自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならなくなる。
- 下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を 有していなければならなくなる。



排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、 建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化第21条の3第2項~第4項の規定について

原則<第1項>

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有する。

効果

建設系廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、

- (1) 自ら処理するか、(2) その処理を許可業者に委託しなければならない。
- = 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から 適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理が可能となる。



例外

第2項

下請負人による建設工事現場内での保管

保管を行う下請負人も保管基準に従わなければならないこととし、適正な保管を担保



第4項

元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う委託

※ 元請業者の指示又は示唆により下請負人が委託を 行う場合には、元請業者が下請負人に委託しているこ とになる。このため、第4項のようなケースは例外的で あるが、法的な措置が必要。

下請負人であっても処理の委託をする際 には、委託基準に従い、マニフェストを交付 しなければならないこととし、適正な処理委 託を担保

第3項

下請負人による

- 定の廃棄物についての運搬

環境省令で定める廃棄物の運搬 に限り、業許可を不要とするが、処 理基準に従い運搬しなければなら ないこととし、適正な運搬を担保

(廃棄物の処分は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行う。)

元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う(措置命令の対象となる)

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化 第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物

- 一次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理廃棄物を除く。)であるもの
 - イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
 - ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- 二 次のように運搬される廃棄物であるもの
 - イ 1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分 して運搬されるもの
 - 口 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されるもの 型分
 - ハ 当該廃棄物の運搬途中において 保管が行われないもの

運搬を行う下請負人は、当該運搬が法第21条の3第3項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を携行しなければならない。